

第5章 母子父子寡婦福祉

母子父子寡婦福祉

母子及び父子並びに寡婦福祉とは、配偶者のない女子・男子で現に児童を扶養している者に対し援助を行い、経済的な自立と扶養している児童の福祉を増進させるためのものです。

1. 母子父子寡婦の定義

「母子・父子」又は「母子・父子家庭」については、母子及び父子並びに寡婦福祉法においても直接定義づけていませんが、諸措置の適用にあたっては、通常「配偶者のない女子・男子で、現に児童を扶養している者」とされています。

配偶者のない女子・男子

「配偶者のない女子・男子」とは、配偶者（内縁関係にある者を含む）と死別した女子・男子であって現に婚姻（内縁関係含む）していない者及びこれに準ずる次の女子・男子をいいます。

- ① 離婚した女子・男子であって現に婚姻をしていないもの
- ② 配偶者の生死が明らかでない女子・男子
- ③ 配偶者から遺棄されている女子・男子
- ④ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子・男子
- ⑤ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子・男子

「児童」とは、20歳未満の者をいいます。

「寡婦」とは、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいいます。

資料:こども家庭課

2. 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童の心身の健やかな成長に寄与することを願う父又は母、その養育者に対し、児童の福祉増進を図ることを目的として支給されます。

また、障害年金受給者については、児童扶養手当の額と子の加算部分の額との差額を支給しています。それ以外の公的年金等については、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い方へ、その差額分の児童扶養手当を支給しています。

○受給状況(令和6年3月31日現在)

区 分		人 数
全部支給者		1,004人
一部支給者		623人
加算額	2子加算	537人
	3子以降加算	267人

3. 母子及び父子家庭等医療費助成事業

浦添市に住所を有する母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、その家庭の福祉の増進を図ることを目的としています。

○支給状況

年度	区分	支給者数			
		母子家庭	父子家庭	養育家庭	計
令和5年度		1,491 世帯	132 世帯	-	1,623 世帯
		児童 565 人	児童 56 人	児童 2 人	児童 623 人

4. 浦添市母子生活支援施設「浦和寮」

母子生活支援施設は児童福祉法第38条に基づき、市内に居住する配偶者のない女子、又はこれに準ずる事情にある女子とその児童を入所させ、保護するとともに、児童の健やかな成長のために、生活、教育、就職等あらゆる問題の解決に向けて相談や指導助言を行い、入所世帯の自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。

また、子育て短期支援(ショートステイ)事業を実施しており、保護者が疾病等の事由によって家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合や、経済的な理由等により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合、一時的に浦和寮を利用することができます。

○施設の概要

施設名称	浦添市母子生活支援施設 浦和寮
所在地	浦添市屋富祖2丁目5番14号 TEL 098-877-8051
定員	20世帯
管理運営	社会福祉法人 偕生会 (平成17年10月1日から指定管理者による管理運営)

5. 母子父子自立支援業務

ひとり親家庭の支援の充実を図り、自立を促すため、母子父子自立支援員を配置しています。母子父子自立支援員は、ひとり親家庭の母又は父及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。

区分	業務内容	令和5年度実績
高等職業促進訓練給付金	就職に結びつきやすい資格取得のために半年以上養成機関等で修業する場合等、訓練促進給付金等を支給することにより、生活の負担の軽減を図ることを目的としています。	19 件 ・看護師・保育士・美容師・理学療法士・社会福祉士・社会保険労務士・介護福祉士・歯科衛生士・製菓衛生

		士
自立支援 教育訓練 給付金	厚生労働大臣指定対象教育講座を受講し、主体的な能力開発の取り組みを支援することにより自立促進を図ることを目的とし、受講料の一部を支給します。	1件 ※製菓衛生士
高等学校 卒業程度 認定試験 合格支援	ひとり親もしくはひとり親家庭の親に養育されている20歳未満の子が高等学校卒業程度認定試験に合格することで、より良い条件での就職や転職に繋げることを目的に対象講座開始時、終了時および認定試験合格時に講座の受講費用の一部を支給します。	0件
母子父子 寡婦福祉 資金貸付	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して福祉資金の貸付けを行うことにより、児童の福祉の増進、経済的自立や生活意欲の助長などを図ることを目的としています。	30件(申請件数) ・修学資金・就学支度資金・修業資金・技能習得資金・生活資金
日常生活 支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、一時的に介護・保育・日常生活のお手伝いが必要になったときに、ヘルパー(家庭生活支援員)を年間24回を限度に無料で派遣します。	16件 令和5年度登録者 (継続登録可)
就労支援	ひとり親家庭の自立を促進するため、母子父子自立支援員を配置し、関係機関と連携し就労支援を行うとともに、情報提供を行います。	6件 ※ハローワーク常設窓口へ就労支援要請件数。
養育費確 保支援	養育費に関する法律上の問題等について、弁護士による専門的な助言や指導等を1時間無料で受けることができます。	5件
	養育費の取決めに係る公正証書等の作成に要する費用を補助し、継続した養育費確保を支援します。	6件

資料：こども家庭課